

京都市交通局管理規程第8号

京都市乗合自動車運転取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市乗合自動車運転取扱規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車運転取扱規程の一部を次のように改正する。

第1条中「旅客自動車運送事業等運輸規則」を「旅客自動車運送事業運輸規則」に改める。

第8条中「前方」の右に「及び側方等」を加える。

第11条第2項中「、休暇をとろうとするときは」を「、休暇を取得するときは」に、「手続」を「手続き」に改める。

第14条、第15条中「異状」を「異常」に改める。

第16条第1項中「、乗務鞆及び案内テープ等」を「、乗務鞆等」に改める。

第18条中「方向変換」を「方向転換」に改める。

第21条第3項中「乗降口」を「乗車口」に改め、同条第6項中「満員のため乗降取扱いができないときは、徐行して待ち合わせ客にその理由を告げ、徐行して通過することができる」を「満員の場合は、一旦停止のうえ車内整理を行ったうえで、待ち合わせ客にその理由を告げ、通過することができる」に、「、係員」を「、運行管理者」に改め、同条第8項中「閉めた後」の右に「、車内、前方及び側方の安全を確認し、発車アナウンスを行ったうえ」を加え、「、前方」を「、再度前方」に改める。

第22条第2項中「接客用語例」を「接遇冊子」に改める。

第24条第5項中「異状」を「異常」に、「修理伝票に記入し、提出」を「運行管理者に報告」に改める。

第27条第3項第2号中「20キロメートルに徐行」を「約20キロメートル以下の速度で」に改め、同項第3号中「15キロメートルに徐行」を「約15キロメートル以下の速度で」に改め、同項第4号中「10キロメートルに徐行」を「約10キロメートル以下の速度で」に改め、同項第5号中「、時速5キロメートルに徐行運転」を「、徐行運転」に改める。

第28条第3項中「運転士は」の右に「、ガードレールや歩道の整備がされていない道

路において」を加える。

第29条第2項中「異状」を「異常」に改め、同条第3項中「異状」を「異常」に、「係員」を「運行管理者」に改める。

第31条の2を削る。

第33条中「第1項」を削る。

第35条第1項中「手続」を「手続き」に改め、同条第2項中「預り書引換券」を「拾得物預り券」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(交通局自動車部運輸課)